

## 議案第 22 号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子産業体育館）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立米子産業体育館
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市東町一丁目 220 番地  
公益財団法人鳥取県体育協会  
会長 中 永 廣 樹
- 3 指 定 の 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 米子産業体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。